

生活困窮者住居確保付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

フリガナ																																								
①氏名																																								
②生年月日	西暦 年 月 日 満()歳																																							
③電話番号																																								
<p>④則第3条の2に規定する場合であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">収入が著しく減少した時期</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						収入が著しく減少した時期						同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況																												
収入が著しく減少した時期																																								
同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況																																								
<p>⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">世帯の生計の維持にかかる状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						世帯の生計の維持にかかる状況																																		
世帯の生計の維持にかかる状況																																								
<p>⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)</p>																																								
<p>1.住居を喪失していること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住居を喪失した時期</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>喪失した住居の住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>現在の状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						住居を喪失した時期						喪失した住居の住所						現在の状況																						
住居を喪失した時期																																								
喪失した住居の住所																																								
現在の状況																																								
<p>2.住居を喪失するおそれがあること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現在の住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>住居の家主等</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>喪失するおそれのある住居の家賃等の額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						現在の住所						住居の家主等						喪失するおそれのある住居の家賃等の額						現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等																
現在の住所																																								
住居の家主等																																								
喪失するおそれのある住居の家賃等の額																																								
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等																																								
<p>⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">フリガナ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">合計</th> </tr> <tr> <th>氏名</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>続柄</td> <td>本人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入(月額)</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>預貯金等</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>						フリガナ					合計	氏名					続柄	本人				合計	生年月日						収入(月額)	円	円	円	円	円	預貯金等	円	円	円	円	円
フリガナ					合計																																			
氏名																																								
続柄	本人				合計																																			
生年月日																																								
収入(月額)	円	円	円	円	円																																			
預貯金等	円	円	円	円	円																																			
<small>※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。</small>																																								
<p>上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保付金の支給を申請します。</p>																																								

私の個人情報が、住居確保付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 年 月 日

鎌ヶ谷市長様

申請者氏名

（注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用語）

- 「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。
「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。
「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。
「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。
「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

記入例

生活困窮者住居確保付金支給申請書(則第11条第1項第2号に規定する支給)

フリガナ	カガヤ ハコ
①氏名	鎌ヶ谷 花子
②生年月日	西暦 1973年 4月 15日 満(50)歳
③電話番号	080-1234-5678

申立事項	④則第3条の2に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期	令和〇年3月31日			
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況	夫が死亡したため			
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況	派遣社員として、事務職で生計維持をしている。			
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること(いずれか該当する数字を〇で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1.住居を喪失していること	住居を喪失した時期 令和〇年3月31日 喪失した住居の住所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷〇-△-〇 現在の状況 友人宅で生活している。			
	2.住居を喪失するおそれがあること	現在の住所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷〇-△-〇 住居の家主等 OOO不動産 喪失するおそれのある住居の家賃等の額 50,000円(賃料のみ、共益費等除く) 現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等 離職後、求職活動するも再就職先が決まらない。 貯金もわずかとなり、家賃を支払える見込みが立たないため。			
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ	カガヤ ハコ	カガヤ 太郎			合計
氏名	鎌ヶ谷 花子	鎌ヶ谷 太郎			
続柄	本人	長男			
生年月日	1973/4/15	2007/9/4	各種年金・アルバイト等の収入・定期的な仕送り・養育費等も含める		
収入(月額)	53,160円				
預貯金等	31,246円	1,000円	円	円	32,246円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 ○年 △月 □日

鎌ヶ谷市長様

申請者氏名 鎌ヶ谷 花子

（注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用語）

- 「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。
「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。
「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。
「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。
「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。